

## PTA 保険のご案内

日頃より PTA 活動へのご理解とご協力、ありがとうございます。  
今年度、PTA 保険として、以下の保険に加入いたしましたのでご案内いたします。

### 《PTA 団体傷害保険》

PTA が企画・立案し主催する行事、または共催行事参加中にケガを被った場合、適用されます。  
補償の対象となる方は、PTA に加入している児童、その保護者、及び教師です。（但し、児童について、  
独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところの給付対象となるケガは、補償の対象となりません。）

### 《PTA 賠償責任保険》

PTA 管理下における偶発の事故により、PTA 自体が被る賠償責任、及び PTA 管理下の児童の法定の  
監督義務者が被る賠償責任損害をてん補します。PTA 以外の第三者（PTA 会員を含む）に身体の障害、  
または財物の滅失・き損・もしくは汚損を与えた場合や、借用物を損壊・紛失もしくは盗取された場合、  
適用されます。

PTA 行事中にケガや賠償責任等が発生した場合は、すみやかに下記までご連絡ください。  
事故後の補償の有無・補償額等の問い合わせについては、保険会社が対応いたします。

事故発生時の連絡先 : [kodairadaiku@ptatokyo.com](mailto:kodairadaiku@ptatokyo.com)（担当：副会長 斎藤）  
件名『PTA 保険について』とご記入ください。

### 損害補償保険適用例

パトロール中や登校見守り  
中に事故にあった。



PTA 総会へ向かう途中  
に捻挫した。



運動会の PTA 競技で怪  
我をした。



青少対祭りで怪我をした。



### 責任賠償保険適用例

PTA 活動中、学校から借  
りたものを壊してしまった。



PTA 活動中に来賓に怪我  
をさせた。



PTA 活動中に他人の財  
物を壊した。

